

平成17年11月15日

会 員 各 位

茨城県毒物劇物保安協会

会 長 幸 島 博 起

毒物劇物の適正な取扱いについて

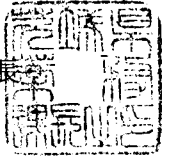
このことについて、平成17年11月14日付け薬第1240号をもって茨城県保健福祉部  
薬務課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。



薬第1240号  
平成17年11月14日

茨城県毒物劇物保安協会長 殿

茨城県保健福祉部薬務課長



### 毒物劇物の適正な取扱いについて

日頃から、薬事行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、すでに御承知のこととは存じますが、16歳の女子高校生が劇物であるタリウム化合物を毒物劇物販売業者から購入し、事件に発展したと疑われる事案が報道されております。

報道のとおりであれば、毒物及び劇物取締法第15条で規定している、年齢18歳未満の者への毒物又は劇物の交付の制限が遵守されていないこととなります。

つきましては、毒物又は劇物を交付する際は、毒物及び劇物取締法を厳守するよう、貴会会員に対し改めてよくお知らせください。